地区計画区域内における行為の届出

I.　あらまし

町田市の地区計画区域内において、以下の行為を行おうとする者は、都市計画法第 58 条の２規定により、**行為に着手する日の 30 日前**まで（届出に係る内容を変更する場合は、当該変更に係る行為に着手する日の 30 日前まで）に、市長へ届出る必要があります。

1. 土地の区画形質の変更
   i. 従来からある建築敷地等の区画を分割し、又は統合する行為（区画の変更）
   ii. 建築敷地等とするために、１ｍを超える切土又は１ｍを超える盛土をして造成する行為（形の変更）
   iii. 宅地でない土地を宅地とする行為、特定工作物の敷地でない土地を特定工作物の敷地とする行為等（質の変更）
2. 建築物の建築又は工作物の建設（用途の変更を含む。以下「建築物の建築等」という。）
3. 木竹の伐採（裏面の地区のみ。）

ただし、以下の行為については届出の必要はありません。

A. 都市計画法第 29 条による開発行為の許可を要する行為
B. 上記 2.の行為であって、建築基準法第６条による建築確認を要する行為（用途変更等において準用を受ける場合において同じ）
   次の地区では、**届出が免除されません**。詳細は裏面を確認してください。
   a. 原町田一丁目地区
   b. 鶴川駅南地区
   c. 栄通り地区
   d. 町３・４・11 号線沿道地区
   e. 小山田桜台地区
C. 通常の管理行為等、法令に定める行為

II.　届出書類

以下のものを町田市保管分１部、届出者控え分１部、合わせて**２部作成**し、提出してください。

- ☐ 第１号様式（地区計画の区域内における行為の届出書）
- ☐ 委任状（設計者等の代理人が届出る場合必要。委任された設計者等の連絡先を記入）
- ☐ 案内図（縮尺 1/1000～1/2500 程度）
- ☐ 届出内容が確認できる図書

土地の区画形質の変更	従前の区画形質がわかる公図、地積測量図等、従後の区画形質がわかる測量図等、造成計画平面図、造成計画断面図など
建築物の建築等	裏面参照
木竹の伐採	木竹の伐採をする区域を示した図面

III.　変更の届出書類

以下のものを町田市保管分１部、届出者控え分１部、合わせて**２部作成**し、提出してください。

- ☐ 第２号様式（地区計画の区域内における行為の変更届出書）
- ☐ 当該変更に係る内容の従前、従後が確認できる図書

なお、届出をしなかったり、虚偽の届出をしたりすると、都市計画法第９３条の規定により罰せられることがあります。

Ⅳ. 建築物の建築等の届出について

地区ごとに以下の場合に**届出が必要**です。

鶴川駅南地区 小山田桜台地区	垣又はさくを設置する行為（建築物の建築に伴うものを含む）
原町田一丁目地区 栄通り地区 町３・４・11 号線沿道地区	建築物の建築等、外壁の塗り替えなど建築物等の外観を変更する行為
全ての地区	建築確認を要しない増築、用途変更などの行為 建築基準法第 88 条第 1 項に規定する工作物を建設する行為

届出内容の確認のために添付する図書は、以下のとおりです。

鶴川駅南地区 小山田桜台地区	垣又はさくの配置図、立面図、構造図
原町田一丁目地区 栄通り地区 町３・４・11 号線沿道地区	配置図、着色立面図（全ての面、各部のマンセル値を明記）
全ての地区	配置図、その他の図面（具体的な図面は、物件ごとにご相談ください）

Ⅴ. 木竹の伐採について届出が必要な地区

次の地区において、「土地の利用に関する事項」が定められた土地の区域内で木竹の伐採を行う場合は、届出が必要です。

三輪地区	薬師台地区	竹桜地区
金井地区	三輪第二地区	小山ヶ丘東地区
まちだテクノパーク地区	多摩境駅前地区	小山ヶ丘西地区

Ⅵ. 届出の流れ

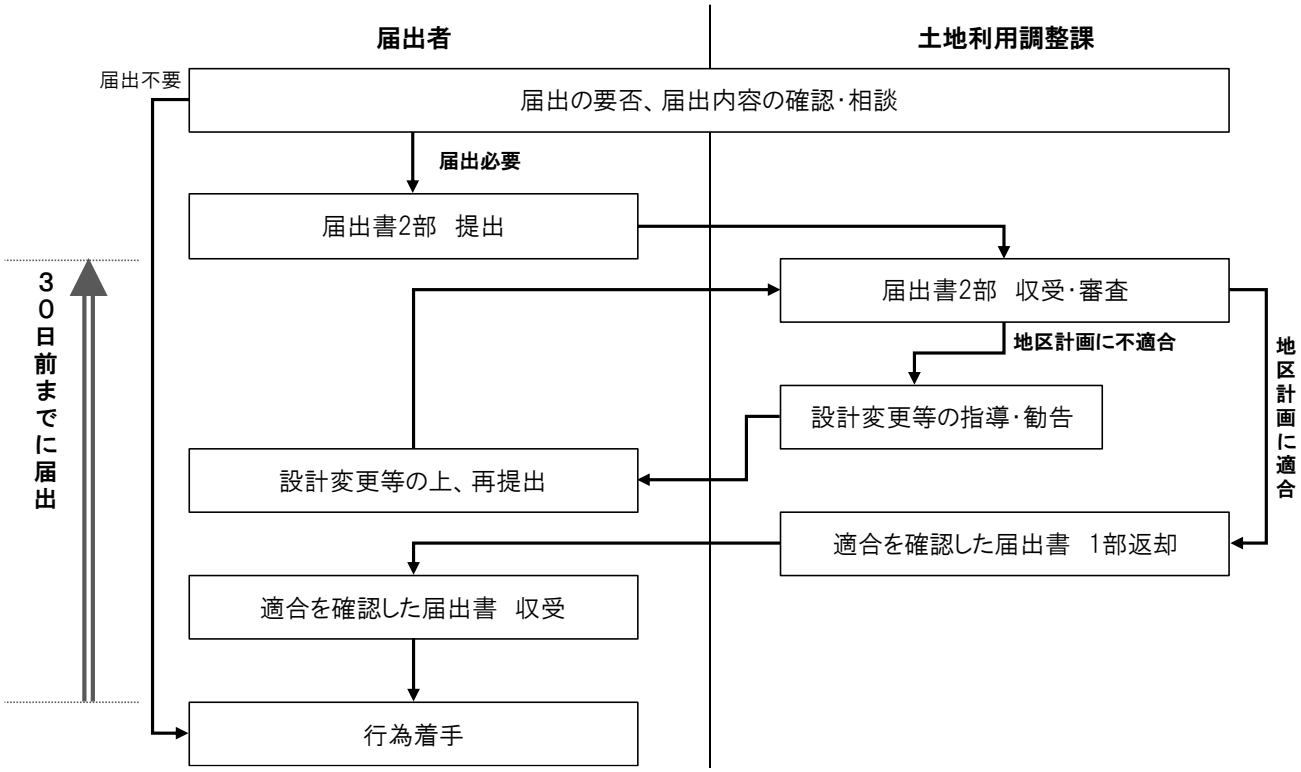

Ⅶ. 問い合わせ

都市づくり部土地利用調整課　土地利用係　TEL042-724-4254